

【 検 査 】

210 特発性拡張型心筋症に対する脳性Na利尿ペプチド（BNP）の算定について

《令和6年6月28日》
《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

特発性拡張型心筋症に対するD008「19」脳性Na利尿ペプチド（BNP）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

特発性拡張型心筋症は、左室収縮能低下と左室内腔の拡張を特徴とする疾患群であり、左心不全による低心拍出状態と肺うっ血や不整脈による症状を特徴とする※。

BNPは心室機能を直接反映し、慢性及び急性心不全患者では、重症度に応じて著明に増加するため心不全の程度を把握するのに有用である。

以上のことから、特発性拡張型心筋症に対するD008「19」脳性Na利尿ペプチド（BNP）の算定は、原則として認められると判断した。

（※）難病情報センターホームページ 厚生労働省作成の「概要・診断基準等」より